

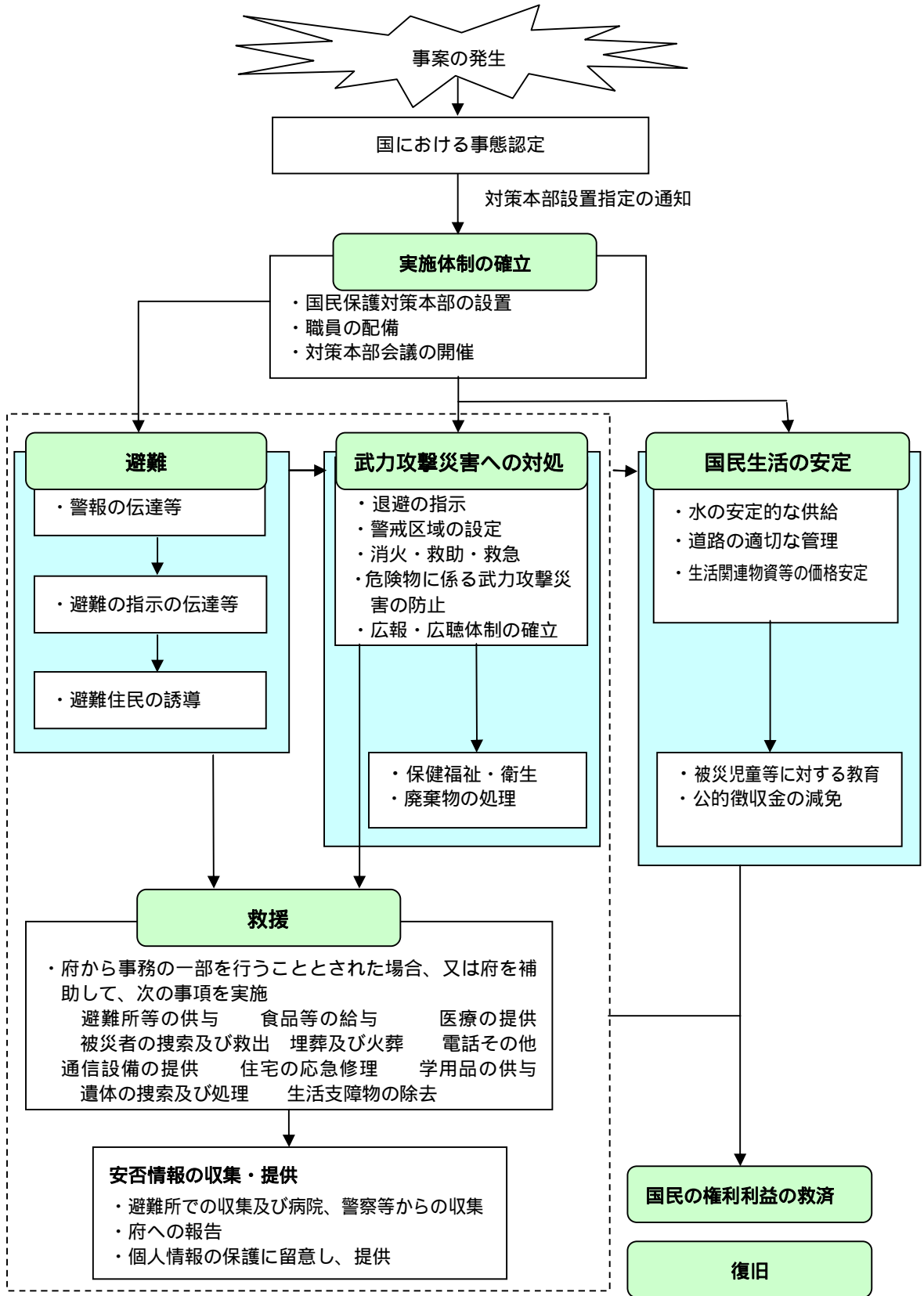
豊中市国民保護計画

【概要版】

平成19年（2007年）4月

豊 中 市

国民保護措置の全体像



計画の構成

第1編 総論	計画の趣旨、国民保護に関する市の基本方針や対象とする事態などについて定める。
第2編 武力攻撃事態等への対処	武力攻撃事態等において、避難、救援、武力攻撃災害への対処など市が講じる国民保護措置等の実施内容・方法や実施体制等について定める。
第3編 平素の備え	武力攻撃事態等の際に、迅速かつ円滑に国民保護措置等を講じることができるよう、避難、救援、武力攻撃災害への対処等における平素の備えや訓練、備蓄等について定める。
第4編 地域特性を踏まえた対処及び備え	大阪国際空港や千里中央地区の存在など、本市の地域特性を踏まえ、特に留意が必要な事項について定める。
第5編 復旧等	公共施設の復旧や、国民の権利利益の救済に係る手続等について定める。

第4編は、「市町村国民保護計画（大阪府版基本モデル）」には規定がなく、本市独自に規定したもの。

第1編 総論

第1章 総則

計画の趣旨

計画1頁記載

国際社会においては、地域紛争やテロが相次いで起こっており、人々の平和への願いが未だ叶わないのが現状である。こうした中、国の平和と安全を確保するには、これらを脅かす事態を未然に防ぐことが何よりも重要であることはいうまでもない。

しかし、最大限の努力にもかかわらず、不幸にも、武力攻撃等が発生した場合に備え、住民の生命、身体、財産を守るため、万全を尽くしておくことも重要である。

また、本市では、「非核平和都市」を宣言し、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に市政運営を行ってきたところであり、今後とも、市民の平和意識の醸成に努めながら、将来に向かい平和で安全なまちづくりを進めていくものである。

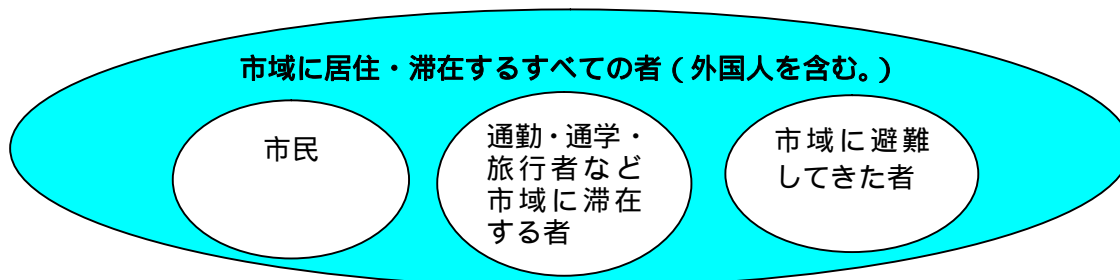
策定の根拠

国民保護法第35条の規定により、府国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

目的

この計画は、武力攻撃や大規模テロ等から、住民等の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にするため、市が国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

国民保護措置の対象



計画の位置付け等

市が実施する国民保護措置の基本的な枠組みを規定する。

計画策定後、具体的な運用のために必要となる各種のマニュアルを整備する。

（マニュアルを整備する際にも関係機関との連携を確保）

市地域防災計画との関係

国民保護特有の対処を除き、市地域防災計画との有機的な連携に配慮する。

第2章 基本方針

計画 1 1 頁記載

市は、以下の事項を国民保護に関する基本方針とし、特にこれらの事項に留意して、国民保護措置等を実施する。

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

国民に対する情報提供

関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国民の協力

指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

住民の自助・共助の環境づくり

地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化を推進し、武力攻撃事態時においても、住民相互が支え合い、助け合う「共助」に基づく活動が行われるよう環境づくりに努める。

府計画での基本方針

第3章 関係機関の責務と役割

計画 1 3 頁記載

国民保護措置等の実施主体である市及び国・府等の関係機関の責務及び各機関が行う事務又は業務大綱を定める。

第4章 市の地理的、社会的特徴

計画 19 頁記載

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

主な特徴

大阪都心から約 10 km に位置

人口密度が高い（全国 9 番目）

広域交通機能の集積（大阪国際空港、高速道路、新幹線新大阪駅に至近）

地下街の存在（千里中央地区）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

計画 24 頁記載

国の基本指針及び府計画において想定されている下記の事態を対象とし、海外においてテロが多発している状況や京阪神地域の中心都市・大阪市に隣接していることを踏まえ、特にゲリラや特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態に留意する。

事態	事態の類型又は事態例
武力攻撃事態	着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
緊急処理事態 （大規模テロ等）	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃 （原子力事業所等） 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃 （ターミナル駅、列車等） 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃 （サリンの散布等） 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃 （航空機による自爆テロ等）

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

初動体制の確立

計画 33 頁記載

市は、事案に対して切れ目なく対処できるよう状況に応じた体制を確立する。

事案の状況

武力攻撃等が発生する兆候に関する情報を入手した場合

初動指令部を設置

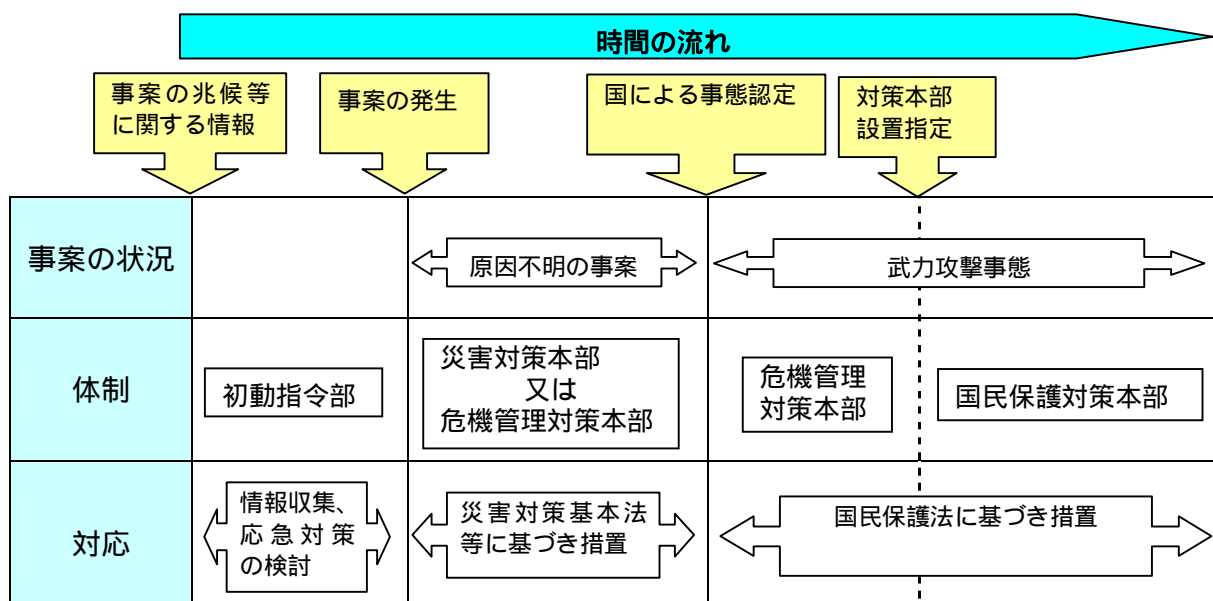
(情報収集、関係機関との連絡調整、対処の備え等を実施)

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに武力攻撃事態等の認定がない場合

災害対策本部又は危機管理対策本部を設置

(災害対策基本法等既存法令に基づき応急措置を実施)

【事案の状況と市の体制】



市国民保護対策本部の設置等

計画36頁記載

市国民保護対策本部の設置

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市対策本部の設置手順や市対策本部の組織、機能、各部局等の所掌事務を定めた。

職員の配備

市対策本部を設置すべき通知を受けたときには、直ちに、職員の安全確保に留意し、全職員による配備を指令する。

夜間・休日等における対応

勤務時間外等においては、消防本部及び守衛からの連絡により、速やかな活動体制を確立する。

消防本部は、事態が逼迫している状況の場合において、市長部局での体制が確立されるまでの間、消防団と連携し、必要な措置を講じる。

関係機関との連携協力の確保

計画47頁記載

市は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

第2章 住民の避難

警報及び緊急通報

計画 5 2 頁記載

警報の伝達

市は、府からの警報の通知を速やかに住民・関係団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。

警報の伝達方法

警報の伝達は、同報系防災行政無線でのサイレン吹鳴、広報車、電話、ファクシミリ、市ホームページ、ケーブルテレビ（緊急情報提供システム）、地域住民組織や関係団体等への協力依頼、登録者への E-mail 配信、その他市が保有するあらゆる手段を活用して行う。

災害時要援護者への伝達

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の住民組織、（財）とよなか国際交流協会、病院等の施設管理者及び地域住民等の協力を得て行う。

障害者ファクシミリ、重度障害者等安否確認制度など防災対策で構築されている枠組みを活用して行う。

緊急通報

市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知するとともに、関係市町長に連絡する。

退避の指示

計画 5 7 頁記載

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避の指示を行う。住民が、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋内退避」を指示する。

避難誘導

計画 6 0 頁記載

避難実施要領の作成

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、最も適切なパターンを選ぶなどして、関係機関（市の他の執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等）の意見を聴いた上で、直ちに避難実施要領を作成する。

市職員等による避難誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。

消防団は、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

時間の経過とともに変化する事態の状況に機敏に対応するため、市対策本部と現場に配置する誘導要員との間の連絡体制を確立する。

関係機関との連携

市長は、市職員、消防職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。

市域を超えて避難住民を誘導する場合は、避難先を管轄する市町村長と十分に連携する。

災害時要援護者の避難誘導

市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、地域住民や関係団体等の協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして自ら避難することが困難な者の避難誘導を実施する。

曜日、時間帯に応じた避難誘導

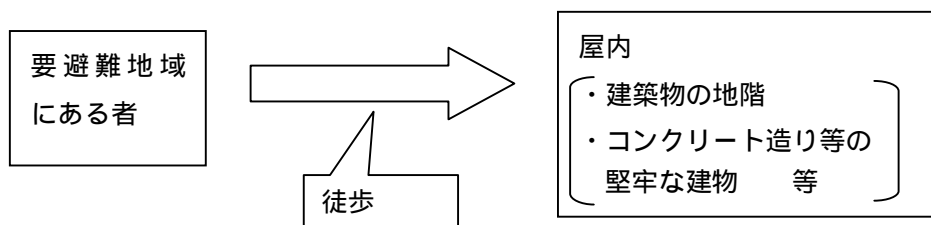
児童・生徒（保育所及び留守家庭児童会の児童を含む。）は、保護者へ連絡し、引き渡すことを基本とし、できない場合は、教職員が生徒等と行動を共にして避難する。

避難誘導パターン

避難住民の誘導は、府の指示に基づき、最も的確な方法により行うことになるが、武力攻撃事態の特徴、留意点を踏まえ、基本的には、下記の3パターンに基づき実施する。

屋内への避難誘導

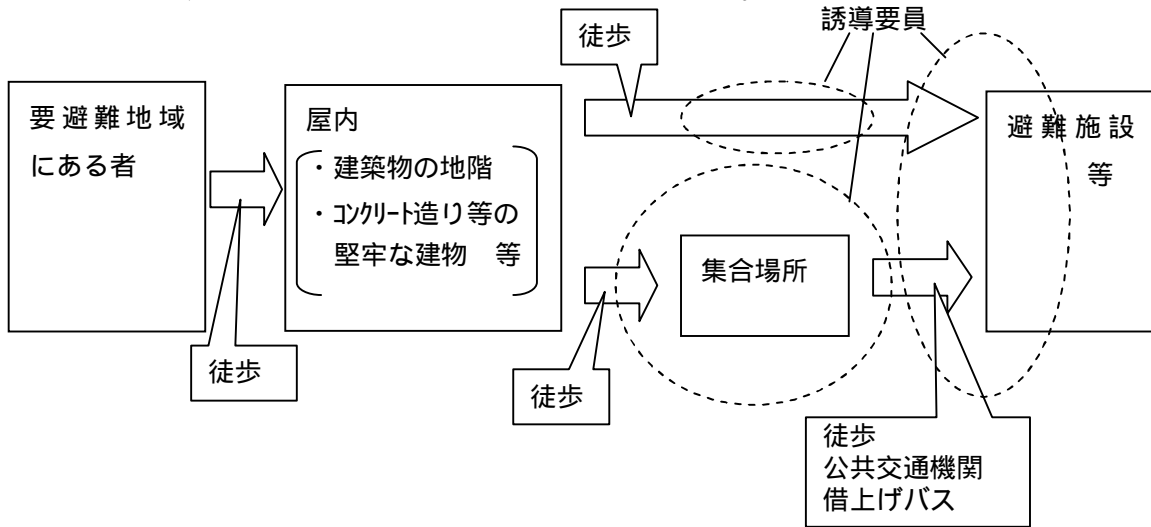
避難の時間的余裕がない場合、府知事からの避難の指示に基づき、原則、徒歩により、速やかに屋内へ避難する。



誘導方法	市は、武力攻撃災害の発生前に、あらかじめ行われる避難の指示に基づき、建築物の地階、コンクリート造り等の堅牢な建物へ避難することを周知する。
------	---

屋内避難後、避難施設等へ避難誘導

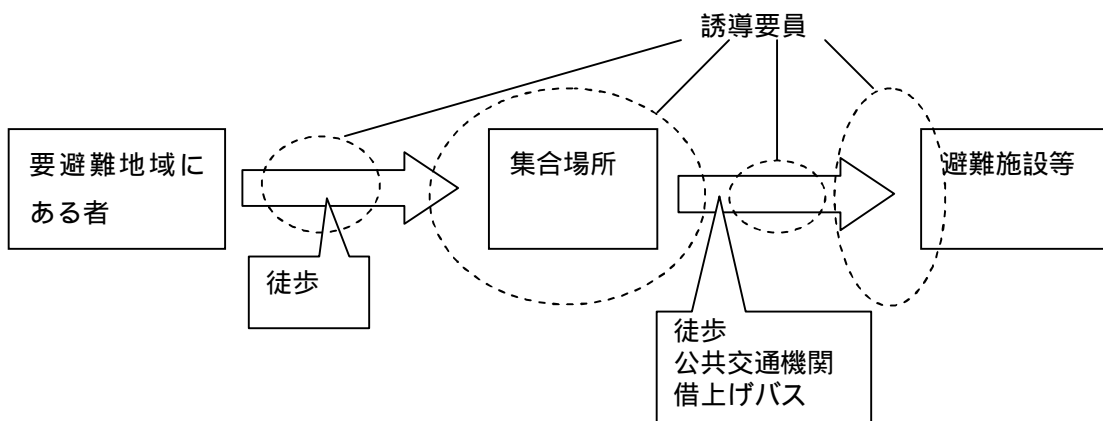
上記の避難後、さらに安全な場所への避難が必要な場合、府知事からの避難の指示に基づき、要避難地域外の避難施設等まで誘導する。



<p>誘導方法等</p> <p>避難手段は、知事からの「避難の指示」により示されることとなる。</p>	<p>【市域内へ避難する場合】</p> <p>避難施設等までの避難手段は原則として徒歩とする。住民の現在場所から、避難施設等までの距離が遠い場合は、一度、徒歩により指定する場所に集まり、そこから公共交通機関又は借上バスを使用して移動する。必要に応じて、指定(地方)公共機関である運送事業者に、避難住民の運送を要請する。</p> <p>【市域外へ避難する場合】</p> <p>一度、徒歩により指定する場所に集合し、そこから徒歩、公共交通機関又は借上バスにより移動する。公共交通機関又は借上げバスなど、運送手段の確保を府と調整する。</p>
<p>誘導要員の配置</p>	<p>指定する集合場所及びその近辺、避難施設等及び避難施設等までの道路の要所に誘導要員を配置して避難誘導する。</p>
<p>災害時要援護者への対応</p>	<p>地域住民や関係団体・機関の自発的協力を得るなどして、借上げ車両等により移動する。</p>

二段階による計画的な避難誘導

避難準備ができる時間的余裕がある場合等においては、一度、避難住民を指定する場所に集合させたうえ、府からの避難の指示に基づき、計画的に要避難地域外の避難施設等まで避難誘導を行う。



誘導方法等	上記と同じ。
職員の配置	上記と同じ。
災害時要援護者への対応	上記と同じ。
その他	避難誘導の際、食料、飲料水、医療等を避難住民に提供する。その際、特に府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。 集合場所等において、必要に応じて、避難者リストを作成する。

第3章 避難住民等の救援

救援の実施

計画70頁記載

避難住民等の救援は、知事が実施することとされているが、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、知事から救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

また、上記で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助する。

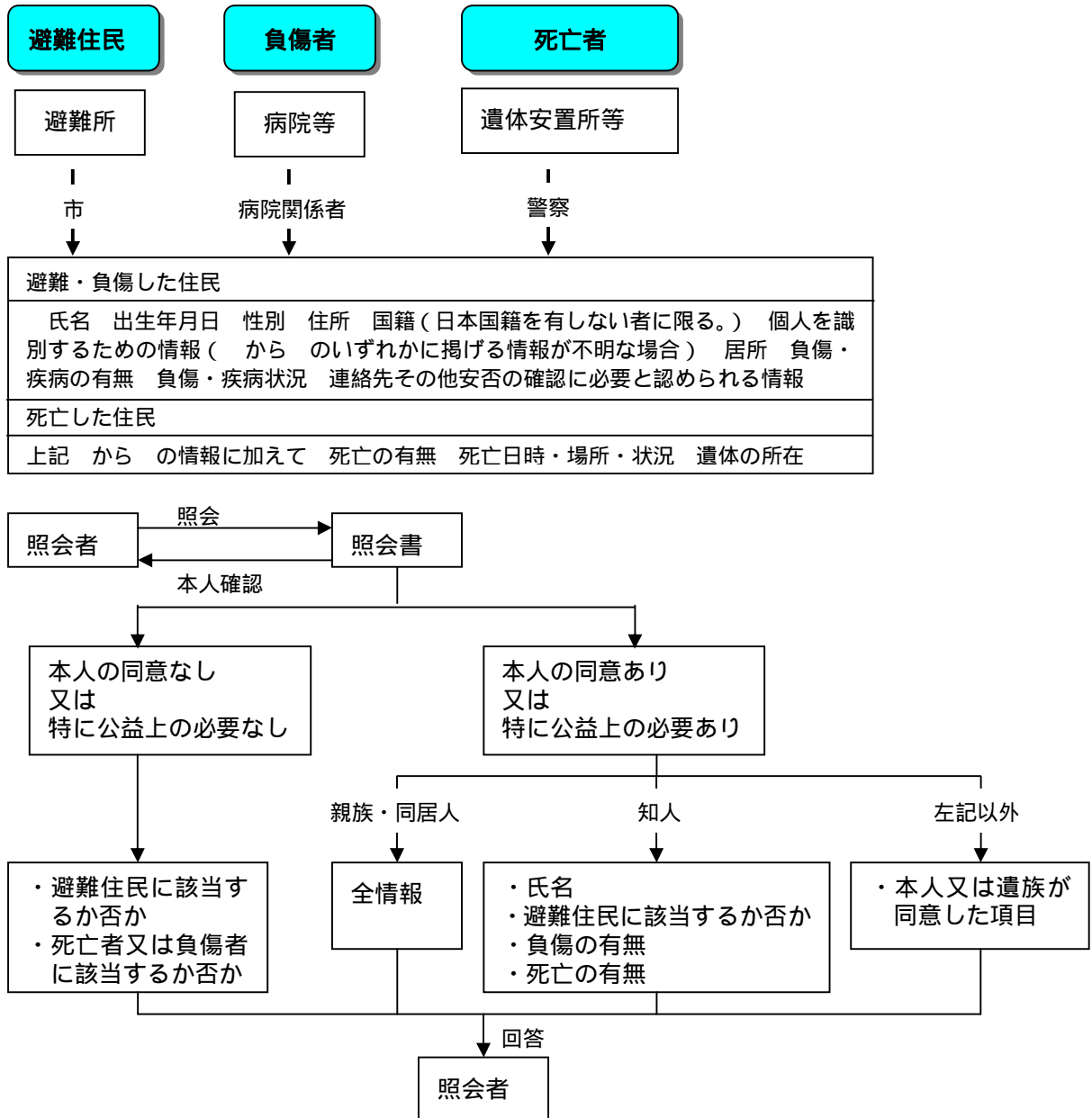
- 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療の提供及び助産
- 被災者の搜索及び救出
- 埋葬及び火葬
- 電話その他の通信設備の提供
- 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 遺体の搜索及び処理
- 生活支障物の除去

安否情報の収集・提供 計画79頁記載

避難所において避難住民の情報を収集し、負傷した住民については病院等、死亡した住民については府警察等の協力を得て、情報を収集する。

安否情報の収集・提供を行うに当たっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮する。

安否情報収集・提供フロー



第4章 武力攻撃災害への対処

応急措置等の実施

計画 88 頁記載

武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、他の機関との連携のもと、関係機関からの情報提供、助言等に基づき、退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

消防に関する措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

市は、関係機関と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、必要に応じて、府と調整のうえ、連絡会議を開催する。

生活関連等施設の安全確保

計画 92 頁記載

生活関連等施設の安全確保

市は市対策本部を設置した場合、市内の生活関連等施設の情報を収集し、消防機関は、施設管理者からの要請に対し、指導、助言等の支援を行う。

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、災害発生防止のための必要な措置を命ずる。

NBC攻撃による災害への対処

計画 97 頁記載

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、退避の指示又は警戒区域の設定など対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

保健福祉・衛生

計画 99 頁記載

市は、避難先地域において、常に良好な衛生状態を保つため、特に、高齢者、障害者、児童・生徒の心身双方の健康状態に配慮しつつ、府及び関係団体と協力し、防疫活動、食品衛生監視活動、飲料水衛生確保対策、避難住民等の健康維持活動、福祉サービスの提供を実施する。

廃棄物の処理 計画 102 頁記載

市は、豊中市伊丹市クリーンランド及び府と連携して、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

被災情報の収集・報告 計画 103 頁記載

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。また、市は、府に対し、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

広報・広聴 計画 104 頁記載

広報

情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報体制を確立し、正確かつ積極的な情報提供に努める。

広聴

武力攻撃事態等における混乱状態を解消するため、国民保護措置の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する総合相談窓口を開設し、住民等からの相談等にあたる。

第5章 国民生活の安定

計画 105 頁記載

市は、国民生活の安定のため、武力攻撃事態等においては、府等の関係機関が実施する生活関連物資等の価格安定に係る措置の実施への協力、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保を実施する。

指定（地方）公共機関との連携

市は、市域を業務範囲とする指定（地方）公共機関が、各々の国民保護業務計画に基づき実施する応急対策等について、各事業者等の自主性に留意しつつ、防災での連携に準じて、相互連絡体制を確保する。

第3編 平素の備え

第1章 組織・体制の整備

市における組織・体制の整備 計画106頁記載

24時間体制の消防本部及び市役所庁舎守衛から、速やかに市長及び法務・危機管理担当理事等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。

関係機関との連携 計画110頁記載

連携体制の整備

関係機関と連携協力して国民保護措置を実施できるよう、防災における連携体制を活用し、関係機関との連携を確保する。

他市町村との連携

市は、豊能3市2町をはじめとした防災に関する相互応援協定等について必要な見直しを行うほか、地域特性を踏まえた、広域的な相互応援体制を整備する。

消防本部は、NBC攻撃災害への対応に必要な特殊な資機材等を含めた消防力の整備状況についての情報交換や、既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

地域住民、関係団体、事業者との協力体制の推進

武力攻撃事態等においても、地域住民等相互が助け合い、支えあう自助・共助に基づく取組みが行われるよう、環境づくりを推進するとともに関係団体、事業所等との協力体制の構築に努める。

研修 計画112頁記載

市は、措置従事者の適切な対応を確保するため、府などの関係機関と連携して、国民保護法制、本計画内容、国際人道法等に係る研修を行う。

情報収集・提供 計画113頁記載

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対して、適時適切な情報提供等を行えるよう、広報体制や相談窓口の体制を整備する。

啓発 計画114頁記載

住民が国民保護措置の重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃やテロが発生した場合において適切に行動できるよう啓発に努める。

訓練 計画 1 1 4 頁記載

武力攻撃事態等への対処能力の向上を図るため、関係機関と連携して訓練を実施する。住民参加型の訓練を行う際は、あらかじめ、国民保護措置の重要性についての啓発活動等により、住民の理解を得た上で、住民の自発的な協力を得て、実施するものとする。

備蓄等 計画 1 1 5 頁記載

市における物資及び資材の備蓄・整備

救援等に必要な物資や資機材は、原則として、防災のための備蓄と兼ねるものとし、国民保護措置を行うために特に必要となるNBC対応資機材や医薬品等は、国の対応を踏まえ、府と連携して対応する。

府・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、武力攻撃事態が長期にわたる場合等においても、的確に対応できるよう、府や近隣市町との連携体制や、関係団体からの調達体制を整備する。

国民保護に関する調査研究 計画 1 1 6 頁記載

市は、指定行政機関、府、他市町村、指定（地方）公共機関が作成する国民保護計画若しくは国民保護業務計画の内容を把握するとともに、市域における事態の想定については、今後も国や府からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第2章 避難・救援・災害対処

避難 計画 1 1 7 頁記載

基礎的資料の準備

災害時要援護者の把握、避難所施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等基礎的資料を準備する。

警報の伝達・通知

サイレンの可聴域の確認及び不可聴域に対する代替手段を検討するとともに、地元ケーブルテレビ会社と緊急放送体制の整備に係る事前調整を行う。

曜日、時間帯に配慮した伝達体制を確立する。

夜間・休日において、消防本部からサイレンの吹鳴を行えるよう機器の配置を検討外出していることが多い平日昼間において、外出先での伝達ができるよう、学校、商工会議所等との協力体制を構築

医療、福祉、地域、国際等の関係団体との連絡体制を構築

地域住民間での声かけの実施など、市民相互が助け合うまちづくりの推進

災害時要援護者に対する警報等の伝達について、福祉・医療関係者や地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を構築する。

住民への警報等の伝達手段や放送事業者である指定（地方）公共機関が行う放送に

ついて、住民に対し、事前に周知しておく。

避難誘導

市は、関係機関（府、府警察、海上保安部等、自衛隊など）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、府に報告する。

関係団体や地域住民との協力体制の構築により、災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりを推進するとともに、学校や事業所の避難について関係者と対応を確認する。また、指定管理者制度の導入状況を踏まえ、指定管理者との連携体制の確立にも留意する。

市域を越える避難や退避を想定し、避難経路や相互支援について、隣接市との緊密な連携を確保する。

救援 計画 1 2 2 頁記載

自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、救援における役割分担を府と事前に調整しておく。

また、安否情報の収集体制を構築しておくとともに、情報収集先となる医療機関、府警察等と、具体的な運用について調整しておく。

災害対処 計画 1 2 3 頁記載

生活関連等施設の把握

市域内に所在する生活関連等施設について把握する。

指定（地方）公共機関との連絡体制の整備

市域を業務範囲とする指定（地方）公共機関が、それぞれの国民保護業務計画に基づき実施する応急対策等について、防災での連携に準じて、緊密な相互連絡を図れるよう、市は、具体的な運用について、各事業者等と協議し、事前に定めておく。

第3章 特殊標章等の交付及び管理

計画 1 2 4 頁記載

市長及び消防長は、国の定める基準、手続き等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、職員等に対し、特殊標章等を交付・使用させる。

また、市職員である医療関係者において、赤十字標章等を使用する場合、知事の許可を受けて、適正に使用する。

第4編 地域特性を踏まえた対処及び備え

本市において特に留意が必要な地域特性 計画127頁記載

国内線の基幹空港である大阪国際空港が位置する。
北大阪地域の新都心と位置付けられる千里中央地区を擁する。
鉄道、幹線道路等が多数存在する。
人口密度が高い。
京阪神地域の中心都市・大阪市、石油コンビナート地区を擁する尼崎市をはじめ、隣接市と市街地によって繋がりがあっている。

地域特性個別の対応 計画130頁記載

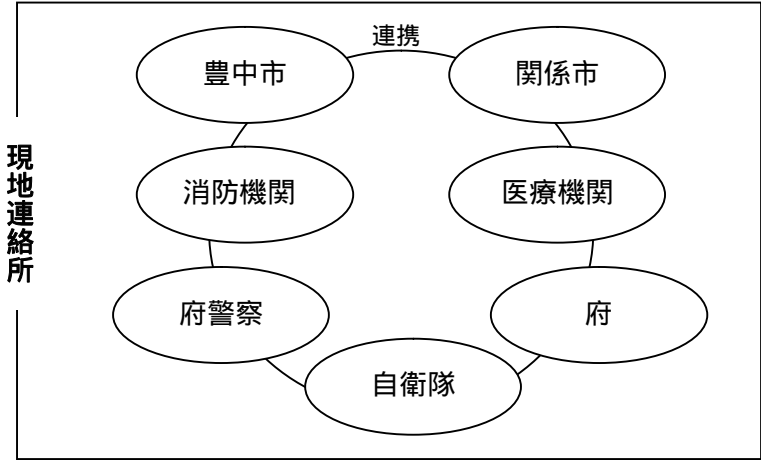
大阪国際空港

現地連絡所の設置

市は、事態の変化等に機敏に対応するとともに、武力攻撃災害への対処や避難住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場直近の安全を確保できる場所に現場で活動する関係機関と連携して現地連絡所を設置する。

市は、現地連絡所において、被災状況や現場で活動する関係機関の活動状況について把握及び情報共有し、関係機関からの助言を踏まえ、消火・救助・救急活動や、退避の指示、警戒区域の設定、避難住民の誘導など、必要な措置を実施する。

空港の所在する池田市・伊丹市と連携して対処できるよう、現地連絡所を合同設置するなどして、緊密な連携体制を確保する。

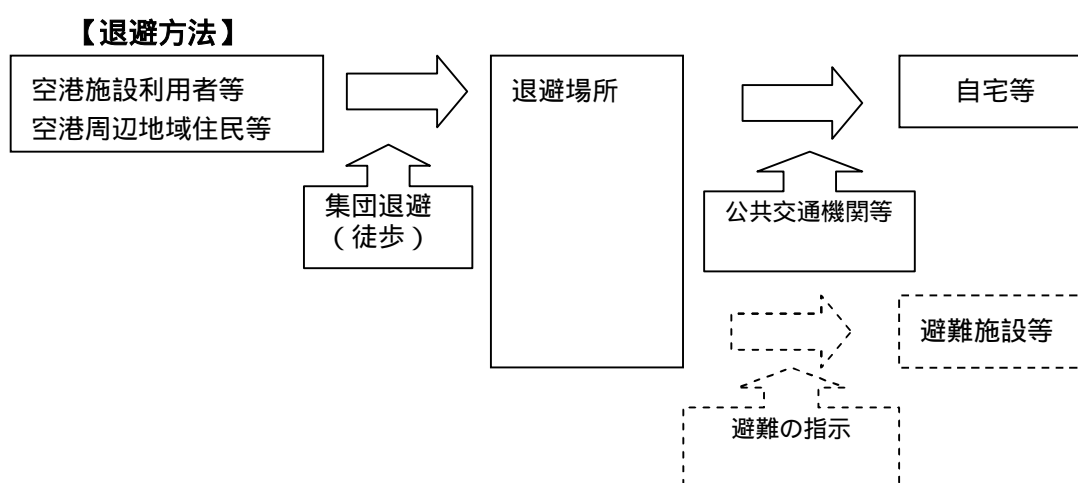


退避の指示等

市長は、事態の状況により、避難の指示を待ついとまがない場合は、大量に滞留する施設の利用者に対し、退避を指示する。

その際、退避後に府知事からの避難の指示や救援の実施など、退避後の措置を的確かつ迅速に行えるよう、拠点となるような場所を退避先として示し、できるだけ集団でまとまって退避するよう誘導する。

市は、退避後、安全が確認された場合、放送事業者や公共交通機関に協力を依頼するなどして、空港利用者等に対し、周辺の交通状況に関する情報を提供するほか、必要に応じて、指定（地方）公共機関に運送を要請するなどして、円滑に帰宅等できるよう必要な措置を講じる。



千里中央

運送事業者との連携

市は、一般旅客運送事業者に対して、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請するとともに、事態の際に連携した対応を行えるよう協力体制の確立に努める。

他市との連携

千里中央地区は、箕面市、吹田市との市境界附近でもあるため、必要に応じて、市域を越えて退避の指示を行えるよう、両市と必要な連携体制を確立しておく。

地区エリアの特徴を踏まえた対応

東町エリア地区

地下でテロ等が発生した場合、混乱防止を図りながら、直ちに、屋外に避難させることができるよう、各施設管理者との協力連携体制の構築に努める。

地下施設は、弾道ミサイル攻撃等において、有効な避難・退避先でもあるため、千里中央地区の大規模集客施設等の利用者等が直ちに避難できるよう協力関係の構築に努める。

西町エリア地区

市は、住民等への情報提供や、屋外にいる人々が緊急的に屋内に避難せざるを得ない場合に、速やかに受け入れ、誘導等の対応をとってもらえるよう、大規模事業所との協力連携関係の構築に努める。

鉄道、幹線道路等

市は、運送事業者や府警察の協力を得て、市域内の運送ルートを確認するとともに、市は、鉄道等の運行状況や道路の状況について、当該事業者等及び府と連携して、住民等に対し、情報提供する。

市は、事業者等と協議の上、各事業者等との情報収集・連絡体制の整備に努める。

人口密度

避難の交通手段については、災害時要援護者を除き、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本として、避難誘導の方法等を検討する。

市は、突発的に事案が発生した場合において、住民等が直ちに身近な屋内へ避難することができるよう、商工会議所等の協力を得るなどして、事業所や店舗等との協力関係を構築する。

事態に伴う住民の混乱を防止し、円滑に避難誘導するため、事業所、小学校区、町丁単位など集団でまとまって避難させることを原則とする。

警報等の伝達において、地域住民が相互に声をかけあうなど、地域ぐるみで助け合う共助に基づく伝達が行われるような環境づくりを進める。

誘導要員と市対策本部との間の連絡体制を確立し、事態の状況や行政側の対応についての情報を適時適切に提供するとともに、重要な情報は、速やかに放送事業者にも提供する。

大都市等との隣接

市は、迅速に、避難所の管理運営体制や安否情報の収集体制を確立するとともに、当面の食品等の提供を行うための準備など、避難住民を受入れるための準備を行う。

市は、避難住民の誘導について、必要に応じて、避難元の市が行う避難住民の誘導を補助するとともに、避難住民等の安否情報の収集や避難住民等に対する救援について、避難元の市と緊密な連携を図りながら実施する。

第5編 復旧等

施設の応急復旧 計画138頁記載

市は、その管理する施設及び設備について、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

武力攻撃災害の復旧 計画140頁記載

市は、武力攻撃事態等の終了後における武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

国民保護措置に要した費用の支弁等 計画141頁記載

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国に対して負担金の請求を行う。

国民保護措置により発生した損失補償（土地や建物の一部使用など）、損害補償（措置の実施に協力したことによる死亡、負傷等に対する補償）を行う。

国民の権利利益の救済に係る手続等 計画142頁記載

国民保護措置の実施に伴う損失補償等の総合的な窓口を設置する。また、国民の権利・利益の救済に関する文書を適切に保存する。